大 分 県　ヤマト運輸株式会社、フットワークエクスプレス株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、九州西武運輸株式会社、九州名鉄運輸株式会社、豊後通運株式会社、東久大通運株式会社、臼杵運送株式会社、日通大分トラック株式会社、大分海陸運送株式会社及び株式会社ダイヤモンドライン

宮 崎 県　ヤマト運輸株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、九州西武運輸株式会社、臼杵運送株式会社及び日通宮崎運輸株式会社

鹿児島県　ヤマト運輸株式会社、フットワークエクスプレス株式会社、名鉄ゴールデン航空株式会社、ヤマトグローバルエキスプレス株式会社、ヤマトホームコンビニエンス株式会社、九州西武運輸株式会社、九州名鉄運輸株式会社、西久大運輸倉庫株式会社、臼杵運送株式会社、日通宮崎運輸株式会社、日通鹿児島運輸株式会社、富士運送株式会社、日本貨物株式会社及びセイコー運輸株式会社

沖 縄 県　ヤマト運輸株式会社及び沖縄ヤマト運輸株式会社

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全関東単一労働組合から年末一時金等の要求に関して、平成22年11月19日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（東京都及び神奈川県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 22 年 11 月 17 日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

東 京 都　東京急行電鉄株式会社

神奈川県　東急バス株式会社

最低賃金の改正決定に関する公示

福島労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県輸送用機械器具製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 17 日

福島労働局長　絹谷　國雄

第４号中「１時間747円」を「１時間757円」に改める。

神奈川労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、神奈川県非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金（平成20年神奈川労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 17 日

神奈川労働局長　及川　　桂

第４号中「１時間814円」を「１時間821円」に改める。

附　則

この決定は、平成22年12月20日から効力を生ずる。

岐阜労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年岐阜労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 17 日

岐阜労働局長　矢部　憲一

第４号中「１時間770円」を「１時間777円」に改める。

最低賃金の廃止決定に関する公示

岐阜労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第17条の規定に基づき、岐阜県紡績業最低賃金（平成２年岐阜労働基準局最低賃金公示第４号）を平成22年12月16日限り廃止する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 22 年 11 月 17 日

岐阜労働局長　矢部　憲一

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

東京都中央区日本橋二丁目１番10号**大和製罐株式会社**の工場財団に相模原市西橋本五丁目８番2021番地１大和製罐株式会社東京工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 22 年 11 月 17 日

横浜地方法務局相模原支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年 11 月 17 日

東北地方整備局長　青山　俊行

１　処分をした年月日　平成22年11月１日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　升川建設株式会社
升川　　修　山形県西村山郡河北町谷地甲1083
国土交通大臣（般―21）第1971号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（さく井工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成22年９月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２２年（家）第８５３号

熊本県菊池郡大津町大字陣内1463番地
申立人　吉田のり子
本籍熊本市板屋町13番地、最後の住所熊本市船場町下１丁目６番地504号、死亡の場所熊本市、死亡年月日平成20年12月23日、出生の場所熊本市、出生年月日昭和34年９月25日、職業会社員
被相続人　亡　小山　公子
催告期間満了日　平成23年６月10日

熊本家庭裁判所

平成２２年（家）第８５４号

事務所熊本市健軍２丁目７番12号
申立人　司法書士　松村　俊宏
国籍朝鮮、最後の住所熊本市富合町廻江761―７―３、外国人登録原票記載事項証明書上の居住地熊本市富合町廻江761番地、死亡の場所不詳、死亡年月日西暦2010年１月14日、出生の場所岩竹洞、出生年月日西暦1926年11月16日、職業不詳
被相続人　亡　桂　　観賢
催告期間満了日　平成23年６月10日

熊本家庭裁判所

平成２２年（家）第１５２号

鹿児島県いちき串木野市羽島947番地３
申立人　福永　茂幸
本籍鹿児島県南さつま市金峰町尾下1646番地１、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所鹿児島県南さつま市、死亡年月日平成21年４月２日、出生の場所鹿児島県日置郡田布施村、出生年月日昭和19年５月７日、職業無職
被相続人　亡　畠中ヒロ子
催告期間満了日　平成23年５月31日

鹿児島家庭裁判所知覧支部

平成２２年（家）第１５１１８号

事務所新潟県新潟市中央区西堀通４番町259番58号西堀青藍館201号
申立人　弁護士　星野　文武
本籍新潟県東蒲原郡阿賀町中ノ沢802番地１、最後の住所新潟県五泉市村松甲4027番地５、死亡の場所新潟県新潟市秋葉区、死亡年月日平成21年８月24日、出生の場所新潟県中蒲原郡村松町、出生年月日昭和15年８月８日、職業無職
被相続人　亡　神田　克子
催告期間満了日　平成23年６月３日

新潟家庭裁判所

平成２２年（家）第１０６２号

山梨県甲府市中央１丁目７番10号　内外ビル２階　小野法律事務所
申立人　弁護士　小野　正毅
本籍千葉県千葉市緑区鎌取町112番地23、最後の住所千葉県千葉市中央区仁戸名町519番地８小川荘102号、死亡の場所千葉市中央区、死亡年月日平成18年９月９日、出生の場所山梨県甲府市、出生年月日昭和19年１月12日、職業自営業
被相続人　亡　矢崎　美之
催告期間満了日　平成23年５月31日

甲府家庭裁判所